

國立中興大學與北海道大學

學術交流協議書

國立中興大學與北海道大學為促進雙方之教學研究與學術交流，特簽訂本學術交流協議。

1、兩校基於平等互惠原則，促進以下之各項教育及研究活動：

- (1)教師及研究人員交流
- (2)學生交流
- (3)學術資料、出版品等學術資訊之交流
- (4)進行共同研究，並合辦學術研討會

2、若欲具體實施上述各項活動，兩校之相關部門應於協商後，簽訂載明實施細節之合作備忘錄。雙方無負擔彼此財務之義務。

3、本協議自簽署之日起生效，有效期五年。在有效期限屆滿前三個月，若無一方表示異議，則本協議得自每次到期日起自動延續五年。

4、本協議一式二份，各具中文及日文，兩種版本皆具有同等效力。

國立中興大學校長

李德財

2012年3月14日

北海道大學校長

佐伯浩

2012年3月14日

北海道大学と国立中興大学との学術交流に関する協定書

北海道大学と国立中興大学は、両大学の教育・研究上の協力と学術交流の促進を図るために、ここに学術交流に関する協定を締結する。

1. 両大学は、次の教育・研究の諸活動を相互対等の基盤に立って促進する。

- (1) 教員及び研究者の交流
- (2) 学生の交流
- (3) 学術資料、刊行物及び情報等の交換
- (4) 共同研究・シンポジウムの実施

2. 前項の諸活動を具体的に行うに当たっては、両大学又はその関係部局の協議により覚書を交わし実施計画を定めるものとし、相互に財政上の義務を負わない。

3. この協定書は、調印の日から効力を生じるものとし、有効期間は5年間とする。ただし、協定書の有効期間満了の3ヵ月前までに、どちらの大学からも特段の申し出がない場合には、この協定はその後5年毎に自動更新されるものとする。

4. この協定書は、日本語及び中国語で各2部作成され、両文書は等しく正文である。

2012年3月14日

2012年3月14日

佐伯 浩

北海道大学総長

佐伯 浩

李德財

国立中興大学学長

李 德 財

國立中興大學與北海道大學

學生交流備忘錄

國立中興大學與北海道大學根據2012年3月14日簽訂之學術交流協議，訂定本學生交流備忘錄，內容如下：

1. 交換學生之甄選，由原屬學校進行，最後由接待學校決定是否錄取。申請必須於各校規定期限內進行。
2. 交換學生招收名額以每年5名為限。但若有特別需求並經雙方協商後，交換學生名額數目可增加。
3. 交換期限原則上以一年為限。
4. 接待學校不收取交換學生之入學考試費、註冊費及學費。
5. 交換學生之旅費、生活費等其它支出，由交換生或其資助者負擔，或可向其他機構申請獎學金。
6. 各交換學生所申請研修之專業領域，必須為接待學校可安排適當指導教師並能提供適切課程之領域。
7. 蘭選後之交換學生須具備接待學校所要求之語言能力以完成研修課程。
8. 蘭選後之交換學生保有原屬學校取得學位之資格，不具有於接待學校研修學位之資格。
9. 接待校需提供交換生進修證明，並給予適當學術評量。原屬學校可根據其學術評量給予相對應的學分數。
10. 接待學校應盡力提供該生在校內或學校附近合適之住處。
11. 交換學生須加入接待學校所要求之健康保險。健康保險費及保險內容以外之醫療費得由學生自付。
12. 交換學生在接待學校停留期間，雙方學校需共同努力確保交換學生之安全。
13. 本備忘錄失效後，兩校仍應繼續提供尚在校交換之學生上述支援。

國立中興大學校長

李德財

李德財

2012年3月14日

北海道大學校長

佐伯浩

佐伯浩

2012年3月14日

北海道大学と国立中興大学との間における学生交流に関する覚書

北海道大学と国立中興大学との間における学生交流は、2012年3月14日に締結された学術交流協定に基づき、次のとおり実施する。

1. 派遣する学生の選考は、その都度先ず派遣大学が行い、その最終選考は受入れ大学が行い、入学許可する。申請は、各大学の定める出願期限までになされなければならない。
2. 毎年、5名以内の学生を相手側の大学に派遣できるものとする。ただし、各年における両大学の協議により、これを超えて派遣することができる。
3. 学生の在学期間は、原則として、1年以内とする。
4. 受入れ大学は、当該学生から検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。
5. 渡航費、滞在費等は、派遣学生又はその後援者の負担とするが、他機関への奨学金申請を妨げるものではない。
6. 各学生の専攻分野は、受入れ大学が的確な指導教員を配置でき、かつ、適切な授業科目を提供できる分野とする。
7. 学生は、参加するコース等に応じ、受入れ大学が要求する語学力を有することが求められる。
8. 学生は、引き続き派遣大学での学位取得資格を有し、受入れ大学での学位取得資格を有しない。
9. 両大学は、当該学生の履修を証明する文書及び学業成績に関する適切な評価を提供する。また、派遣大学は、当該学生に対してその評価に基づき単位を与えることができる。
10. 受入れ大学は、当該学生が大学内又はその近郊に適当な住居を確保できるように努めるものとする。
11. 学生交流に参加する学生は、受入れ大学が求める健康保険に加入しなければならない。健康保険の費用及びこれらの保険の対象とならない医療費については、学生が自己の責任において負担する。
12. 学生が受入れ大学に滞在している間、双方の大学は協力して当該学生の安全の確保に努めるものとする。
13. 両大学は、覚書が失効した場合でも、この覚書に基づき受け入れた交換留学生が在籍している間は、上記に定める支援を提供する。

2012年3月14日

佐伯 浩

北海道大学総長
佐伯 浩

2012年3月14日

李德財

国立中興大学学長
李 德 財